## 在外選挙制度 FAQ

【在外選挙人名簿の申請・登録・抹消について】

## Q. 在外選挙人証の申請から交付まで、どれくらいの日数がかかるの?

A. はっきりとした日数はいえませんが、通常1~2か月程度の日数がかかります。 申請者が在外選挙人名簿に登録される資格を有しているかを、申請者の本籍地の市区町 村に照会する必要があることや、登録申請に係る全てのやり取りを郵送で行うため、ど うしても1~2か月程度の日数がかかってしまいます。

なお、選挙があるときは、当該選挙の公示日(告示日)から選挙当日までの間は登録できないので、その場合は登録まで更に時間を要します。

# Q. 在外公館での登録申請の際に、事情があってパスポートを提出できません。どうすればいいですか?

A. 事情があってパスポートを提出できない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書(例:運転免許証、居住国の外国人登録証、滞在許可証等)の提出でも構いません。

ただし、申請者の同居家族等が登録申請をする場合、同居家族等の身分証明書は、パスポート以外認められていませんのでご注意ください。

#### Q. 一時帰国した場合、在外選挙人名簿から抹消されるの?

A. 一時帰国の際に、国内の市区町村で新しく住民票を作成した場合、在外選挙人名簿から 抹消される場合があります。なお、単に数日程度の帰国で、国内の市区町村で新しく住 民票を作成しなかった場合は、在外選挙人名簿から抹消されることはありません。

## 【在外選挙人名簿の登録地でない市区町村で新しく住民票を作成した場合】

→この場合、住民票を作成された日から4か月を経過する日に、直ちに在外選挙人名簿 から抹消されます。

### 【**在外選挙人名簿の登録地の市区町村**で新しく住民票を作成した場合】

→この場合、住民票を作成された日から4か月を経過する前に、在外選挙人名簿の登録 地の市区町村(=住民票を新しく作成した市区町村)から、「直接」海外に転出(転 出届を提出)すれば、在外選挙人名簿から抹消されません。

ただし、「住民票を作成された日から4か月を経過する時点で海外に転出していない (転出届を提出していない)場合」又は「住民票を新しく作成した市区町村(=在外 選挙人名簿の登録地の市区町村)から別の市区町村に転出した場合」は、住民票を作 成された日から4か月を経過する日に、直ちに在外選挙人名簿から抹消されます。

一時帰国の際に住民票を作成し、その後、再び海外に転出する場合は、再度在外選挙 人名簿の登録申請が必要となる場合があります。この点は十分にご留意ください。

### Q. 在外選挙人名簿から抹消されたときに通知は届くの?

A. 在外選挙人名簿から抹消したとしても、申請を行った在外公館又は最終住所地若しくは本籍地の市区町村選挙管理委員会から在外選挙人ご本人に対し、抹消した旨を通知することはありません。

在外選挙人名簿の抹消要件(特に、上記のQ&Aにある一時帰国した場合)には十分ご留意いただき、また、「いざ在外投票をしようとするときに、在外選挙人名簿から抹消されていたことが判明して投票できなかった」といった事態が起きないよう、お気をつけください。

#### 【出国時申請について】

# Q. 出国時申請制度の運用が始まったら、転出届を出せば、自動的に在外選挙人名簿へ登録が移されるの?

A. 転出届を出せば、自動的に在外選挙人名簿に登録が移されるわけではありません。 在外選挙人名簿に登録が移されるためには、転出届を提出後に、選挙人名簿登録地の市 区町村の選挙管理委員会に対し、在外選挙人名簿への登録の移転に係る申請をする必要 があります。申請をされない限りは、在外選挙人名簿に登録は移されません。

## Q. 出国時申請制度の運用が始まったら、在外公館での登録申請手続は存続されるの?

A. 在外公館での登録申請も引き続き行えます。在外選挙人名簿の登録申請に当たっては、 「在外公館での登録」又は「出国時申請」のどちらかを選択してください。

#### Q. 出国時申請を忘れました。どうすればいいですか?

A. これまでと同様に、居住先の区域を管轄する在外公館で、登録申請の手続を行ってください。なお、在外公館での登録申請は、当該区域に3か月以上居住していないと、申請書が最終住所地の選挙管理委員会に送付されないのでお気をつけください。

## Q. 出国時申請をすれば、当該区域に3か月以上居住していなくても、在外選挙人名簿に 登録が移されるの?

A. 登録の移転の要件が、「転出届を出した市区町村の選挙人名簿に登録されていること(提出した時点で登録されていないが、転出日までには登録の資格を有する者も含みます。)」 及び「国外に住所を有していることが確認できること」の2点です。したがって、その 2点の要件を満たせば、当該区域に3か月以上居住していなくとも、在外選挙人名簿に 登録が移されます。

## 【投票について】

- Q. 日本国内での期日前投票・当日投票ですが、やはり指定された投票所でないと投票できませんか?
- A. お見込みのとおり、いかなる事情があろうとも、指定された投票所以外での投票はできません。なお、南砺市の指定された投票所は、下記のとおりです。

・期日前投票:南砺市役所に設置された期日前投票所・当日投票 :福光吉江投票区の投票所(南砺市役所)